**資料２**

# 交 通 安 全 計 画 体 系

## 長期（５か年）計画

| 国 | 交 通 安 全 基 本 計 画 | |
|---|---|---|
| | 根拠 | 交通安全対策基本法<br>第22条第１項 |
| | 作成 | 中央交通安全対策会議 |
| | 内容 | (1) 交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱<br>(2) 交通の安全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項 |

⇩

| 県 | 静 岡 県 交 通 安 全 計 画 | |
|---|---|---|
| | 根拠 | 交通安全対策基本法 |
| | | 第25条第１項 |
| | 作成 | 静岡県交通安全対策会議 |
| | 内容 | (1) 県の区域における陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱<br>(2) 県の区域における陸上交通の安全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項 |

⇩

| 市 | **沼 津 市 交 通 安 全 計 画** | |
|---|---|---|
| | 根拠 | 交通安全対策基本法<br>第26条第１項 |
| | 作成 | 沼津市交通安全対策会議 |
| | 内容 | (1) 市の区域における陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱<br>(2) 市の区域における陸上交通の安全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項 |

## 単年度計画

| 国 | 交 通 安 全 業 務 計 画 | |
|---|---|---|
| | 根拠 | 交通安全対策基本法 |
| | | 第24条第１項 |
| | 作成 | 指定行政機関の長 |
| | 内容 | (1) 当該年度において指定行政機関が講ずべき施策<br>(2) 指定地方行政機関及び都道府県が講ずべき施策に関する計画の作成の基準になるべき事項 |

⇩

| 県 | 静 岡 県 交 通 安 全 実 施 計 画 | |
|---|---|---|
| | 根拠 | 交通安全対策基本法 |
| | | 第25条第3項 |
| | 作成 | 静岡県交通安全対策会議 |
| | 内容 | 県の区域における陸上交通の安全に関し、当該区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関及び県が講ずべき施策 |

⇩

| 市 | 沼 津 市 交 通 安 全 実 施 計 画 | |
|---|---|---|
| | 根拠 | 交通安全対策基本法<br>第26条第4項 |
| | 作成 | 沼津市交通安全対策協議会 |
| | 内容 | 市の区域における陸上交通の安全に関し、当該年度において市が講ずべき施策 |

（各段とも長期（５か年）計画 ⇨ 単年度計画）